

平成31年2月22日開会
平成31年2月22日閉会

平成31年第2回鳥取県西部広域 行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

平成 3 1 年 第 2 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 3 1 年 2 月 2 2 日 午後 2 時 0 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 2 号 鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

議案第 3 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 4 号 平成 3 1 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算

第 4 組合事務一般に対する質問

第 5 議案第 2 号～議案第 4 号（質疑・委員会付託・採決）

第 6 閉会中の継続調査について

~~~~~

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 ～ 第 6

~~~~~

出席議員（ 1 6 人 ）

|      |         |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 今 城 雅 子 | 2 番  | 国 頭 靖   | 3 番  | 石 橋 佳 枝 |
| 4 番  | 戸 田 隆 次 | 5 番  | 三 嶋 秀 文 | 6 番  | 中 田 利 幸 |
| 7 番  | 渡 辺 穰 爾 | 8 番  | 柊 康 弘   | 9 番  | 足 田 法 行 |
| 10 番 | 山 路 有   | 11 番 | 杉 谷 洋 一 | 12 番 | 秦 伊 知 郎 |
| 13 番 | 幸 本 元   | 14 番 | 村 上 正 広 | 15 番 | 小 谷 博 徳 |
| 16 番 | 川 上 富 夫 |      |         |      |         |

~~~~~

欠 席 議 員 （ 0 人 ）

~~~~~

**説 明 の た め 出 席 し た 者**

|            |         |         |              |        |           |
|------------|---------|---------|--------------|--------|-----------|
| 管理者        | 米子市長    | 伊 木 隆 司 | 副管理者         | 境港市長   | 中 村 勝 治   |
| 副管理者       | 日吉津村長   | 石 操     | 副管理者         | 大山町長   | 竹 口 大 紀   |
| 〃          | 日南町長    | 中 村 英 明 | 〃            | 日野町長   | 埴 田 淳 一   |
| 〃          | 江府町長    | 白 石 祐 治 | 〃            | 米子市副市長 | 伊 澤 勇 人   |
| 事務局長       |         | 神 庭 千 秋 | 消防局長         |        | 藤 山 史 郎   |
| 事務局次長兼総務課長 | 三 上 洋   |         | 事務局次長兼環境資源課長 |        | 隠 樹 千 佳 良 |
| 消防局次長兼警防課長 | 赤 川 紀 夫 |         | 事務局施設工事課長    |        | 板 井 寛 典   |
| 消防局総務課長    | 古 島 謙 一 |         | 消防局予防課長      |        | 松 本 喜 八 郎 |
| 消防局指令課長    | 松 本 孝   |         | 会計管理者        |        | 針 田 智 子   |

事務局総務課入札財政係長 伏 野 哲 彦

~~~~~

事務局の職員

書 記 堀 尾 周 作 書 記 榎 本 彰 太

~~~~~

## 午後２時００分 開 会

○議長（渡辺穰爾） 皆さん、ご苦労様です。これより、平成３１年第２回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

諸 般 の 報 告

○議長（渡辺穰爾） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。地方自治法第２９２条において準用する同法第１２１条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承をお願いします。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配付しておりますのでご了承をお願いいたします。なお、本日の議事日程は、お手元に配付しております日程書のとおり行いたいと思います。

~~~~~

## 第１ 会議録署名議員の指名

○議長（渡辺穰爾） それでは、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、組合議会会議規則第５４条の規定により、５番三鴨議員及び１０番山路議員を指名いたします。

~~~~~

第２ 会 期 の 決 定

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第２、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日１日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○議長（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日１日と決定をいたしました。

~~~~~

### 第３ 議案第２号～議案第４号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第３、議案第２号から第４号までの、３件を一括して議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいまご上程をいただきました議案第２号から議案第４号までの３議案につきまして、ご説明を申し上げます。初めに議案第２号は鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。学校教育法の改正により専門職大学が制度化され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において定める技術管理者の資格が改正されたことに伴い、本組合が設置をする一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件について所要の整備を行なおうとするものでございます。

次に、議案第３号は消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。平成３１年１０月１日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、本組合の条例で定める使用料及び手数料について、当該引き上げ分に相応した引き上げを行うため、所要の整備を行なおうとするものでございます。

次に、議案第４号は、平成３１年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算でございます。各分野における経費の節減による歳出の抑制と歳入の確保に努め、組合の歳入の約９割を占めております市町村負担金を、前年度を上回らない額に抑えながら、必要となります事業を計画的に実施することといたしております。予算の概要でございますが、まず歳出におきましては、組合で共同処理をする事務に係る事業費につきまして、従来どおり所要額を計上しておりますほか、平成３１年度に実施いたします六つの主な事業に必要な事業費につきまして、予算計上をしたものでございます。この６事業につきましては、まず一つ目は、不燃物残さ外部処理でございますが、これは、次期最

終処分場が稼働するまでの間、既存最終処分場の延命化を図るため、リサイクルプラザから排出される不燃物残さの50%を外部処理するものでございます。二つ目は、消防指令システム部分更新業務でございまして、これは平成26年度に整備をした消防指令システムを2024年までの10年間安定稼働させるため、主要機器の部分更新を行うものでございます。三つ目は、一般廃棄物処理施設整備基本構想策定支援業務でございますが、これは、基本構想を策定するために必要となる専門的な知識・技術について廃棄物コンサルタントの支援を受けながら、資料等の作成を行うものでございます。四つ目は、桜の苑改修工事実施設計業務でございますが、これは2020年度に予定をしております建築関係の大規模改修工事に係る実施設計業務を行うものでございます。五つ目は、リサイクルプラザペットボトル処理棟外壁ほか改修工事でございますが、これは供用開始から20年が経過し、防水性が低下をしている外壁とスレート屋根を補修し、施設の延命化を図るものでございます。六つ目は、米子浄化場データログほか更新工事でございますが、これは施設の運転管理を行うための制御機器について、設置より10年が経過し老朽化した主要機器を更新するものでございます。その他の主なものとしたしましては、消防車両の更新事業などの投資的事業に係る経費のほか、退職積立金への積立金を計上しております。

次に、これら歳出に対する歳入でございますが、国県支出金、基金繰入金、地方債などの財源を充当しまして、市町村負担金を前年度予算以下に抑えた額で計上しております。その結果、平成31年度の一般会計予算の総額は52億4,008万7千円となり、前年度予算と比較しますと、4億2,513万5千円の減額としており、市町村負担金につきましても前年度予算と比較しますと、8,634万円の減額としております。

今後も引き続き歳出の抑制と歳入の確保に努め、市町村負担金の年度間の変動を極力抑えながら、必要な事業を計画的に実施してまいりたいと考えております。

以上、各議案につきましてご説明を申し上げました。ご審議をよろしくお願いいたします。

~~~~~

第4 組合事務一般に対する質問

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。質問の通告がありますので、発言を許します。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 うなばら荘についてと、もう一つは消防事務の一元化についての2点を、私の視点で質問してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

うなばら荘については皆さんもご案内のとおり、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務の中の老人福祉施設として位置付けられております。今の昭和49年の5月に竣工して、7月に供用開始をしておるわけですが、今日までに大規模修繕や各修繕を行っているというふうに私は解しておりますけども、その軌跡について伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 失礼します。施設工事課長の板井でございます。ただいま、うなばら荘の大規模改修等の経過についてのご質問かと思いますが、現在の施設でございますけども、平成6年の11月に全面改築し、供用開始となっております。その後の主な改修といたしましては、平成23年度に空調設備の改修を、平成29年度に大浴場、玄関ホール天井、内装などの建築関係の改修を、また今年度でございますが、平成30年度に厨房室の改修を実施しております。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今、大規模改修の経過を伺ったんですが、23年前からいろいろとやっておられます。そうした中で一番気になりますのが、今の大規模改修にかかわる起債の償還がどのようになっておるのか。起債の償還がもう済んでおるのかどうなのか。まず、その辺を伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 うなばら荘の起債の残高についてのご質問でございますが、昭和49年の建設当初の工事費、また平成6年度の全面改築の工事費、平成23年度の空調設備の工事費に係る起債については、既に償還は終了しております。平成29年度に実施した建築関係の改修工事でございますが、この起債がまだ残っておりまして、本年度末の元金の残高が4,097万2千円となる見込みでございます。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 私も当局のほうから聞き取りで、縷々説明を受けたんですが、大規模改修の起債償還は既に終わっておる。で、小修改善の約4,400万円だけが起債残高で残っておるということでございますが。そこで、もう一つ視点を変えますと、同うなばら荘については指定管理者制度で管理運営をしておるというように私も解しておるわけですけども。その指定管理者制度の内容について、選定方法なり期間がいろいろとランダムになっておるような状況も伺えます。その足跡等について、まず伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 現在のうなばら荘の指定管理についてのお尋ねでございます。指定管理につきましては、平成15年の地方自治法の改正以来、平成18年度からうなばら荘の場合、指定管理者制度を導入しております。制度導入当初の平成18年度から2年間について選定しておりまして、このときは、指定期間は原則4年であるが2年間に限定すること等を条件に、財団法人うなばら福祉事業団を指名指定により指定管理者候補者に選定しております。次の平成20年度から、これは4年間でございます。これは原則どおり4年間といたしまして、指定管理者候補者の選定につきましては、制度の原則どおり公募により選定をしております。次に3回目でございますが、平成24年度から3年間につきましては、このときは建設費の起債償還が平成26年度をもって終了することなどによりまして指定期間を3年といたしまして、指名指定により選定しております。そして、現在でございますが、平成27年度から5年間につきましては、これは平成24年7月に設置いたしましたうなばら荘のあり方検討会において、次期指定管理者の指定にあたっては引き続きうなばら福祉事業団への指名指定が適当というふうに判断をされましたことから、一般財団法人うなばら福祉事業団を指名指定により選定いたしまして、指定期間につきましては、近年の指定管理者制度導入施設の指定期間の現状に鑑みまして5年とさせていただきますところでございます。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 指定管理者の選定方法なり、その期間については2年、3年、4年、今5年というふうに変遷があるわけですが、それは改めて伺いません。はしりますけれども、そういう経過があつて今の現状があるわけですが、しかしながら、日吉津村さんが出資する一般財団法人うなばら荘事業団が、ずっと指定管理者に指定されてきているのは事実であろうというふうには私は思います。そうした中で、一方視点を変えますけれども、うなばら荘の用地は以前は日吉津村さんの土地だったかなと私は解しておりますけれども、今、西部広域とその土地の所有者とのそのやり取り、契約内容等を、まずそれを伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい、議長。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 うなばら荘の土地に関してでございますけれども、これは、昭和48年9月6日付で日吉津村さんと土地の譲与契約を取り交わしております。この主な内容でございますが、譲与の目的といたしまして、日吉津村さんは当時の鳥取県西部広域市町村圏事業計画に基づく、「公用又は公共の用に供するため、組合に無償で譲り渡すこと」、もう一つ、「組合が目的以外の目的に使用した場合は、日吉津村は、いつでもこの契約を解除し譲与物件の返還を請求することができること」などが規定された内容でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 まあ、経緯を伺っておきましたけれども、後ほどに、そういうふうな内容が続いていくんですけれども、そこで指定管理者制度の場合、変遷があるんですけれども、従前を見ますと、売り上げの１５％から１６％の利益を上納金として今の西部広域にお支払いをしておったということを解しておるんですけれども。しかしながら、現状は２，５００万というふうな定額になっておるんですが、その経緯についてちょっと伺っておきたいと思います。

○板井施設工事課長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 指定管理者納入金でございますが、平成２７年度以降の１０年間の施設修繕に必要となるであろう、年の平均額を２，５００万と推計いたしております、それを定額とさせていただきます。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 その定額とした理由は何ですか。それを改めて伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 定額といたしました理由でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたうなばら荘のあり方検討会の検討の中で、平成２６年度でちょうど起債償還が終わる。それ以降の修繕につきまして、ある程度の修繕の中身を精査いたしまして、それが約２億３千万ぐらいになるというようなことから、その金額の年平均額を出しまして、２，５００万の定額とさせていただいたところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 ちょっと私は理解できないですけども、逆に言えば、通告していませんでしたけれども関連で、２，５００万の修繕を抑えて、修繕料に要するような経費を充当させてきたんだと。しかしながら考えてみれば、粗利益率が悪くなったから、定額にいわゆる指定管理者から吸い上げる上納金も抑えてきたというふうな形が、私はいま見えるんですけど。副管理者はその辺はどのように。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今、担当課長のほうからご答弁申し上げたとおりであります。私も当時のあり方検討会の報告書を読ませていただいて、お答えするところになるわけですが、２，５００万の定額制にした視点は二つあるように承知しております。一つは、これは報告書によればということですが、指定管理者の利益を増加させる。つまり、先ほど議員のほうからご紹介もあったとおり、従前は収入総額の１６％を基本にし

ていたということから、それを少し引き下げることで指定管理者の経営の安定化、黒字化を促すという目的。それからもう一点は、それであっても、その後発生するであろう大規模修繕への備え、これをどう賄っていくのかということでありまして。これは基本的には、今、担当課長のほうからお答えしたとおり、指定管理者納入金の範囲内で実施して、27年度以降については新たな市町村の負担金の投入は行わない体制にしたいと、こういう考え方のもとで設計されていると、このように承知しております。以上であります。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今、副管理者のほうから、将来制度設計というようものをちょっと伺ったんですけど、まさに私もそういうふうな意見を持っておるんですね。しかしながら、視点を変えますと、当局もしっかりとうなばら荘の存続については努力をしていることは十分理解はできるんです。決算の資料を見ますと、今の市町村共済組合のいわゆる代替え機能。弓ヶ浜荘がなくなったから、そういう施設の機能をうなばら荘に補完事務的な形をして、対応しているという努力は私はすごく買うんです。しかしながら、やはり今の私たちの時代背景を考えますと、今のうなばら荘の存続がどうなのかというような議論もこれからしていかなければならないのではないかなというように私は思っておるんです。決算資料を見ますと、老人の利用率といいますと、健全な保健休養の場に供して老人福祉を図るとされておりますけども、29年度の決算資料を見ますと、一般の方々の使用がすごくぐんと増えてます。老人の方々の使用がどんと下がっておるような状況があって、先ほど申しましたように、共済組合の代替機能を受けたから、やはり一般の方々もそれだけ利用していただけるというような背景は十分に見られるわけです。しかしながら、西部広域の共同処理事務の老人福祉施設としての機能が本当に果たしているのかどうか。ここをいま一度踏みとどまって、検証を私はしていくべきではないかなというふうには思っておるところなんです。そういう中で、今の利用状況の現状について、どのように当局は検証されておるのか、その内容について伺っておきたいと思えます。

○板井施設工事課長 はい。

○議長（渡辺穰爾） 板井施設工事課長。

○板井施設工事課長 うなばら荘の利用状況についてでございますけども、平成29年度につきましては、先ほどご説明させていただきました建築関係の工事がございまして、8月21日から10月10日まで50日ほど休館しておりまして、この影響で全体の利用が伸びなかったというふうに考えております。あと、鳥取県市町村共済組合における宿泊保養施設の代替施設でございますが、これが平成29年の2月に指定されております。先ほどご指摘のような一般の方が非常に増えておるという状況でございますが、この点につきましては、どうしても利用される曜日がですね、金曜日、土曜日、日曜日と

いうふうなところで重なってまいりますので、特にこの代替施設の利用の初年度につきまして、組合員の方に多くの利用をいただきまして、老人の方の割合が減ったというふうに分析しております。なお、この休憩に利用された方でございますけれども、市町村職員共済組合の利用券というものを使われた割合は、利用実績でございますが約11%というふうな状況でございます。以上でございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 そうした背景の中で、いろいろ精査しますと、やはりうなばら荘については、過去に全面改装も、平成6年でしたか実施されて、もう25年が経過する。また5、6年後には、いわゆる防水シートかそういうふうな外面塗装なんかも出てくる。大規模改修も想定されると私は思料しているんです。そうした中で、やはり今の利用状況なり、先ほど副管理者が将来の制度設計も説明があったんですけど、それらを総合的に勘案した場合には、思い切ってうなばら荘を民間に売却するような検討を当局はすべきだと私は思っておるんですが、管理者はどのように考えておられますか。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 このうなばら荘の扱いについてですけれども、これまでもですね、今、縷々答弁申し上げたとおりですね、節目節目で検討をしております。構成市町村の意見を聞きながらですね、検討会を作りながら、節目節目に応じて検討をしてくている経過がございます。ちょうど今、31年度末に現在の指定管理契約が満了となるタイミングがありますので、これを機にもう一度過去の経緯も踏まえて、構成市町村の意見を聞きながら、このうなばら荘のあり方について検討していきたいと考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 その節目節目に検討をされる、それも私は十分理解しておるんですけど。しかしながら、今、担当課長から説明があったように、利用者もいわゆる当局が努力をして拡大をしてきた。そうした中で、老人福祉施設のあり方がどうなのかということを聞いた。将来的にはまた数億円程度の大改修経費が出てくる。しかしながら、市町村の負担金はこれからはしていかないというふうな、ある程度の考え方が固まっているというような考え方からすれば、私はやはり、民間に売却するのも一つの大きな考え方ではなかろうかなというふうに思っております。もう一点は、今日、石村長さんもおられますけれども、うなばら荘事業団に日吉津村さんの一般会計から負担をしているんだというような様態も私は側聞するわけです。果たしてそれがいいのかどうなのか。やはり西部広域として、今後の老人福祉施設としてのあり方が、本当に今の状態でいいのか、将来的にどうなのか。私はやはり、民間に売却するような思い切った検討会を設置をして、真摯に検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○伊澤副管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 先ほど管理者のほうからもご答弁申し上げたとおりでありまして、まずは現状。議員のご指摘も含めまして、現状をよく整理して、それを構成市町村でしっかり情報共有をしたいと、このように思っております。ご案内のとおり、今期の指定管理が31年度いっぱい終わるという節目を迎えているところであります。検討会という形をとるかどうかも含めまして、構成市町村とよく相談してまいりたい。その結果に応じて、判断してまいりたいと、このように考えております。以上です。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 もっと踏み込んだ答弁があるかなあと私は思ったんですけど。やはり、今うなばら荘も当局も努力をされて利用形態が変わってきておる。ある程度、資産価値が私今あると思うんです。資産価値がある間に民間に売却するのがベストな選択ではないかなと思うんです。5、6年後に大改修が見込まれます。そのときにどうするか。市町村の負担金ももらわないんだというような状況であれば、なかなかいい結果が見い出せないではないかなあと私は思うんです。そういうふうな観点を私は今、皆さん方にお話させていただいておるんですが。米子市でもそうなんです。米子市も老人憩いの家を閉鎖しました。今、米子ハイツの体育館も民間売却するのに事務を進めておられる。高島屋の東館も民間譲渡しました。思い切ってしまった。やっぱりそういうふうな、公がこういう宿泊施設を持ち続けて管理運営をしていくというのは、もう時代に即しておらないんじゃないかと、私はそう思っておるんです。だから、資産価値がある間に、今後の動向を見据えた検討をすべきだというふうに、私は思っておるんです。改めて、副管理者の考え方を伺います。

○議長（渡辺穰爾） 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 今、議員のご指摘のとおりであります。米子市における取組みもご紹介いただいたところでありますが、本当に今の経営体系を続けるのがいいのかどうかということは、節目節目でしっかり議論すべきでありますし、過去の検討の経過もございしますが、将来的に向かってどの選択肢が一番いいのかということは、これは、ただ当然であります地元の日吉津村さん、土地の問題もございしますで、このご意向もしっかり確認させていただきながら、構成市町村とよく検討してまいりたい。そのように思っております。しっかり検討させていただきたいと思います。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 しっかり検討していただきたいと思います。やはり、議会としてもそういうふうなボールを投げないと、当局もなかなか動けない部分があるかというふうに私は思います。また、私が思いますのは、資産価値がある間にそういうふうな検討なり十分

な措置を講じていくのが、私ベストなあり方ではないかというふうに思いますので、そういうふうな観点で検討会を立ち上げられるなどして、十分にこの問題について当局のほうで研究なり検討をしていただきたいというふうに思います。強く求めておきます。

次に、消防事務の県内一元化について、お話をさせていただきたいと思います。先般、メディアで私は承知いたしました。東部広域行政管理組合が全員協議会の中で、消防業務の県内一元化について協議をされたようでございます。東部広域は全く反対だというような、メディアでですよ。メディアで私も伺ったんですが、それらの事務についてどのようなようになっておるのか、その動向をちょっと伺っておきたいと思います。

○藤山消防局長 議長。

○議長（渡辺穰爾） 藤山消防局長。

○藤山消防局長 戸田議員のお申し出の、消防事務の県内一元化についてのご質問でございますが、昨年平成30年2月及び6月の鳥取県議会におきまして、県内消防の一元化に対する質問が出ておりました。これに対しまして、鳥取県知事があり方検討会を立ち上げ議論すると答弁されております。これによりまして、昨年平成30年12月27日と、年が明けまして今年の2月18日の2回にわたりまして、鳥取県消防体制研究会が開催され、私どもも参加いたしておりますが、消防指令業務の共同運用などについて意見交換がされたところでありまして、現時点では今後の方針等をも含めまして、取りまとめには至っていないところでございます。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 この消防業務の県内一元化については、10数年前に県と3広域の消防局とで研究会を立ち上げて研究協議をした記憶がございます。そういうときには、国のほうから県内の消防業務の一元化、いわゆる人口10万人を目安として統廃合を図っていきたいというのが国の施策だったと理解しております。しかしながら、県内は東部も25万人人口、西部も25万人人口、中部は14～15万人人口で、ほとんど今の国が示唆するブロック化が確立されておったので、既にもうその事務は成しておるのではないかというような検討協議があったかに思います。そうした中で、もう一方はやはり地域性と特性を鑑みれば、今の3広域体制がベストではないかというような結果に至ったかというふうに私は解しておるんですけども。改めて、今のそういうふうな東部広域もいろんな動きもあるし、県も動きもあるんですけども、西部広域の今後の消防業務の体制の動向について、管理者のほうから伺っておきたいと思います。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 ただいまご質問いただきましたとおり、国のほうが消防の広域化を推進する方針をとったことから、県が消防のあり方の検討を始めたのが平成19年のことでございました。当時の議論といたしましては、議員ご指摘のとおり、既にそれぞれの消防本部がいわゆる人口10万人以上という形をとっておりまして、かつ生活圈や医療圏、

あるいは経済圏がそれぞれ一致しているということや、隣接境界に消防署の重なりがないことなど、既に広域化を終えて効率的な配置となっていたことから、現在の結論に至ったというふうに認識をしております。このことにつきましては、今もこの結論については私は変わらないという認識をしております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 消防業務は、管理者もご存じのとおり本当に業務は多岐にわたっております。救急業務、消防業務、火事と、いろんな業務にわたっておるわけですが、その背景にはやはり、常備消防、消防団、自治消防、この３スクラムがきちっと堅持しておらないと、なかなか消防業務が円滑には遂行できないというふうに私は認識しておるわけでございますけれども、今この広域体制が今のベストであろうというふうな見解であったと思いますが、改めてこの３広域の体制を堅持するということを私は思っておりますけれども、改めて管理者の見解を伺っておきたいと思っております。

○伊木管理者 議長。

○議長（渡辺穰爾） 伊木管理者。

○伊木管理者 現在の消防行政でありますけれども、広域行政管理組合と構成市町村が緊密に連携をしまして、常備消防と、そして消防団が強固な連携体系を維持しているところでございます。また大規模災害の際には、県内の消防相互の応援協定や、あるいは緊急消防援助隊等によりまして、周辺の消防本部との応援体制も既に構築をされているところでございます。以上のことから、現時点におきましては現在の体制、これはまあ鳥取県内３広域の体制でありますけれども、この維持が適当と考えております。

○戸田議員 議長。

○議長（渡辺穰爾） 戸田議員。

○戸田議員 今、管理者のほうから強い言葉をいただきまして、私もまさにそのとおりだと思います。やはり消防業務は、先ほど言いましたように、地域性と特性が今のすごく背景にあるものですから、そういうふうな観点からいけば、今の３広域体制が私はベストであろうというふうに思っております。県内一元化は私はそぐわない。県内一元化には私は反対しております。そういうような観点から、現体制を堅持されるように強く求めておきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（渡辺穰爾） 以上で、通告による一般質問は終わりました。ほかにないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第５ 議案第２号～議案第４号

○議長（渡辺穰爾） 次に、日程第５、議案第２号から第４号までの３件を一括して議

題といたします。これより、3件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております3件の議案のうち、議案第4号については、予算審査特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。また、そのほかの2件の議案につきましては、お手元に配付しております付託区分表のとおり、民生・環境常任委員会に付託をいたします。なお、本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。5時を過ぎた場合は、よろしくお願いいたします。委員会審査のため暫時休憩いたします。

午後2時34分 休 憩

午後3時34分 再 開

**○議長**（渡辺穰爾） 休憩前に引き続き、会議を開きます。これより、3件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。初めに、民生・環境常任委員会の審査報告を求めます。今城委員長。

**○民生環境常任委員長**（今城雅子） はい、議長。

民生・環境常任委員会の審査報告をいたします。当委員会に付託されました議案2件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、まず、議案第2号、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号、消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う関係条例の整備に関する条例は全会一致で原案のとおり、可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（渡辺穰爾） 次に、予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

**○予算審査特別委員長**（中田利幸） 議長。

**○議長**（渡辺穰爾） 中田委員長。

**○予算審査特別委員長**（中田利幸） 予算審査特別委員会の審査報告をいたします。当

委員会に付託されました議案１件について、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第４号、平成３１年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で審査報告を終わります。

**○議長**（渡辺穰爾） 以上で、委員長の報告は終わりました。それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 別がないものと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） 別がないものと認め、討論を終結いたします。これより、３件の議案を順次採決いたします。初めに、議案第２号、鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

**○議長**（渡辺穰爾） 次に、議案第３号、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第４号、平成３１年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本件については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、閉会中の継続審査についてを議題といたします。総務・消防常任委員長及び民生・環境常任委員長から所管事項のうち、閉会中もなお、継続調査を要する事件について組合議会、会議規則第55条において例とする米子市議会会議規則第76条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○議長**（渡辺穰爾） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~

閉 会

○議長（渡辺穰爾） 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。これをもって、平成31年第2回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後3時40分 閉 会

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議長

同 議員

同 議員